

設計業務委託

特記仕様書

令和7年7月

森 町

## 建築設計業務委託特記仕様書

### I 業務概要

1 業務名称 森町国民健康保険病院 院内照明LED交換工事設計業務委託

### 2 計画施設の概要

- (1)施設名称 森町国民健康保険病院  
(2)敷地の場所 茅部郡森町字上台町326番地  
(3)施設用途 病院  
(平成21年国土交通省告示第15号別添二 第10号 第2類)

### 3 設計と条件

- (1)敷地の条件
- a 敷地の面積 16,582.10㎡  
b 用途地域及び地区の指定 都市計画区域内 第2種中高層住居専用地域  
建蔽率60% / 容積率200%
- (2)施設の条件
- a 施設の延べ面積 4983.87㎡  
b 構造・規模 鉄筋コンクリート造・3階建て・病床数60床  
c 耐震安全性の分類  
「道有施設（建築物）の総合耐震計画基準」（平成13年3月20日付け建築第66号による。）耐震安全性の分類は以下のとおりとする。
- 1) 構造体 I 類  
2) 建築非構造部材 A 類  
3) 建築設備 甲 類
- (3)建設の条件
- a 予定工事費 未定  
b 建設予定工期 令和8年度中予定
- (4)設計と条件については、次による。
- a 設計内容  
院内の照明設備及び、敷地内の外灯設備のLED化  
b 要求事項の確認協議  
c 関係法令等の確認、関係機関等との協議  
d 現地調査及び、実施設計図の作成  
e 積算業務  
f その他  
天井材のアスベスト含有については、令和6年度実施した「冷房設備設置工事実施設計業務委託」において調査済みであり、ケイ酸カルシウム板を使用の諸室については、アスベスト含有。
- (5)業務期間  
契約締結日の翌日から、令和8年3月13日まで

## Ⅱ 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「建築設計業務委託共通仕様書」（北海道建設部建築局）による。

### 1 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士

### 2 確認申請書等の設計図書への記名

(1) 建築基準法に基づく確認申請書等が必要な場合

建築基準法に基づく確認申請書等は、建築、設備設計に係る管理技術者又は建築士法に定める管理建築士のいずれかの設計者名を記載する。

(2) 構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の関与

設計業務において、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士（以下「構造設計一級建築士等」という。）の関与が求められる場合は、次のように取り扱う。

a 構造設計一級建築士等が自ら設計を行った場合

構造設計図書又は設備設計図書に構造一級建築士等である旨の表示、記名する。

b 構造設計一級建築士等が法適合確認を行う場合

当該建築物が関係規定に適合することを確認した旨の記載をし、構造設計一級建築士等である旨の表示、記名する。

### 3 設計業務の範囲

(1) 一般業務

実施設計

- ・ 建築改修実施設計
- ・ 建築構造実施設計※改修に伴い確認を要する場合
- ・ 電気設備実施設計
- ・ 機械設備実施設計
- ・ 解体工事実施設計
- ・ 各種技術資料（経済比較や工法検討資料等）の作成業務

(2) 追加業務

a 現地調査(当該設計に必要とされる現地調査業務)

b 積算

- ・ 建築積算業務
- ・ 電気設備積算業務
- ・ 機械設備積算業務

積算業務内容

- ・ 積算数量算出書の作成
- ・ 単価作成資料の作成（複合単価（代価表・別紙明細書を含む）等）
- ・ 見積徴収
- ・ 見積検討資料の作成
- ・ 工事費算定内訳書の作成
- ・ 概略工事工程表の作成業務

## 4 業務の実施

### (1) 一般事項

- a 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書、適用基準等によって行う。
- b 積算業務は、業務担当員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- c 業務の実施に当たり、次の資格を有する担当主任技術者をおく。

#### ア 建築総合設計（積算業務も含む）

- ・ 建築総合主任技術者をおくこととする。
- ・ 建築総合主任技術者は 一級建築士 であること
- ・ 建築総合主任技術者は5年以上の実務経験を有すること
- ・ 建築総合主任技術者と管理技術者の兼任は不可とする。

#### イ 建築構造設計（積算業務も含む）

- ・ 建築構造主任技術者は配置を条件としないが、構造の検証が必要な場合配置を求める。

#### ウ 電気設備設計（積算業務も含む）

- ・ 電気主任技術者をおくこととする
- ・ 電気主任技術者は5年以上の実務経験を有すること

#### エ 機械設備設計（積算業務も含む）

- ・ 機械設備主任技術者は配置を条件としないが、設備の検証が必要な場合配置を求める。

#### オ その他

- ・ 上記イ～エについては、下請けを可とする。
- ・ 建築構造設計、設備設計等の専門設計士の関与については、配置を条件としないが、業務上必要を要する場合適宜配置を求める。

### d 電子納品

※ 本業務は、電子納品対象業務とする。

北海道建設部建築局制定の「営繕業務電子納品運用ガイドライン」に基づき、業務書類を電子成果品として納品すること。

### (2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行う。

- a 業務着手時
- b 業務担当員又は管理技術者が必要と認めた時
- c その他（定期的に適宜報告等協議は行う）

### (3) 適用基準等

#### a 設計

- ・ 官庁営繕の技術基準一覧に準ずる
- ・ 北海道建設部建築局 営繕工事 技術・積算基準に準じる

#### b 積算

※北海道営繕工事積算要領

- ・ 建築数量積算基準・同解説
- ・ 建築設備数量積算基準・同解説

### (4) 建設副産物対策

受託者は、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討し設計に反映させる。

(5) 地域材の使用

受託者は、当該工事の設計に当たり、木材又は木材を原料とする資材を積極的に使用するとともに、地域材を優先的に使用するよう努めること。なお、木材又は木材を原料とする資材の使用に当たり、事前に業務担当員と協議すること。

地域材とは、道内の森林から産出され、道内で加工された木材をいう。

(6) シックハウス対策

受託者はシックハウス対策（換気に配慮した設計、使用する建築材料等、化学物質の濃度測定）について検討し、設計に反映させること。

検討に当たっては、「北海道公共建築物シックハウス対策マニュアル」に基づき検討を行うこと。

(7) 電算機の使用について

電算機によって構造計算、空調負荷計算及び数量積算を行う場合は、事前に業務担当員と協議する。

(8) その他

- a 概算工事費の算出を令和7年11月末までに提出すること。